

令和3年第10回弘前市教育委員会会議録

日時 令和3年8月18日(水)
午後3時

場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 議案の審議
議案第22号 教育財産の取得申出について
議案第23号 弘前市奨学金貸与条例の一部を改正する条例案
議案第24号 ひろさき教育創生市民会議委員の委嘱について
議案第25号 令和3年度教育費補正予算案に対する意見申出について
議案第26号 令和4年度から使用する中学校用教科用図書の採択について
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 吉田 健 委員、2番 齋藤 由紀子 委員、3番 柿崎 良樹 委員、
4番 村谷 要 委員、5番 日景 弥生 委員

◇欠席委員

なし

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鳴海 誠、学校教育推進監 横山 晴彦、教育総務課長補佐 行方 泰、
学校整備課長 高山 知己、学務健康課長 相馬 隆範、
学校指導課長 鈴木 一哉、学校指導課長補佐 福田 真実、
教育センター所長 小笠原 恭史、生涯学習課長 原 直美、
中央公民館長 中川 元伸、博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 石岡 博之、
文化財課長補佐 鳴海 淳

◇出席事務局職員

教育総務課総務係長 藤田 真徳

午後3時2分 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和3年第10回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に2番 齋藤 由紀子 委員と4番 村谷 要 委員を指名いたします。
会期は本日1日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が5件となっております。

議案第25号は、令和3年度補正予算の成立過程における案件であること、議案第26号は、審議の結果が当市と同じく中弘地区教科用図書採択協議会に加入している西目屋村教育委員会での審議に影響を及ぼすおそれがあることから、議案第25号及び第26号の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、議案第25号及び第26号は非公開で審議することといたします。

・ 議案第22号

○教育長（吉田 健） 議案第22号 教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（相馬隆範） 議案第22号 教育財産の取得申出について、ご説明申し上げます。本議案は、教育財産の取得について市長に申出するものであり、提案理由といたしましては、小・中学校で使用する暖房器具を老朽化に伴い更新しようとするものです。取得する財産といたしましては、FF式ストーブ97台であり、取得金額につきましては、合計で1千618万6千500円を予定しております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○5番（日景弥生委員） このストーブは具体的にどこで使用する物なのでしょうか。例えば部室とか職員室とか。

○学務健康課長（相馬隆範） 基本的には教室ですが、特別教室とか校長室、その他の教室でも使用するものとなっております。

○5番（日景弥生委員） 学校によって規模が違いますから一概には言えませんが、台数が相当違うものですから。それらの背景にあるのは今ある既存のストーブが、取得がかなり偏っているというか、古いものが多い学校とそれからそうでもない学校があるという理解でよろしいでしょうか。

- 学務健康課長（相馬隆範） 各学校によってそれぞれ年数は異なりまして、基本的にはストーブの耐用年数は6年というふうになっているのですが、だいたい購入してからおおむね10年を目安に更新するということとしています。
- 3番（柿崎良樹委員） エアコンがすべての教室に整備されましたよね。昔のクーラーと違って、今のエアコンだと暖房と冷房がありますよね。エアコンで賄えないのですか。
- 学務健康課長（相馬隆範） エアコンは冷房だけで使うように取り決めしておりまして、暖房はストーブということになっております。
- 3番（柿崎良樹委員） どういう理由でそういう取り決めをしているのですか。
- 学務健康課長（相馬隆範） やはり電気代がかかるということで、暖房にも使えるのですけども冬期間使えるようなエアコンの仕様にはなっていないということもあります。
- 3番（柿崎良樹委員） なんか時代が違うような気がしますね。今この地域で売っているのは冬期間使えるエアコンがほとんどなのですが、寒冷地で使えないエアコンを整備したんですか。
- 教育長（吉田 健） もともとエアコンを整備するときに、暖房も付いているものということではなくて、冷房で使うものという形で、入札とか全部進めて、そういうのを国のほうでお金を補助してという形になっていきますので、現実には冷房も暖房も両方使える機械が入っているの、例えば保健室に置いているものは暖房も使っているわけですが、ランニングコストとかいろいろ考えた場合、やはり灯油のほうが安いということもありまして、現在はそういうことになっていませんが、いずれそういったランニングコストの計算とかが済めばそういうような形にすることも可能かなと思えますが、現段階では。
- 3番（柿崎良樹委員） 今どきはですね、すべて寒冷地で、外の気温がマイナス20度になってもストップしないようなエアコンが一般に売り出されていますよね。昔のクーラーとかそういうよりは割高なのですが、寒冷地で使えないものよりも確かに機械は高いことは高いですけど、ランニングコストの話が出ましたけれども、うちの診療所では以前ガスでやっていて年間150万位かかってたんです、電気も入れて。全部エアコン、10台用意してエアコンにしましたら、十分、むしろエアコンのほう洗練されていて、ランニングコストは年間80万、全然違います。用意する機種とかランニングコストなどを計算するときに、今どきは全部省エネですから、電気代は以前ほどかからないですよ。だからその辺も考えて、一般社会ではいまみんなそうなっていますよ。今つけてしまったものに対してどうこうするわけではないのですが、エアコンも耐用年数とかそんなに長くないので、次にエアコン用意するときにはそこを考えたほうがいいのかではないでしょうか。
- 教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） 議案第22号を可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第22号は可決されました。

・議案第23号

○教育長（吉田 健） 議案第23号 弘前市奨学金貸与条例の一部を改正する条例案について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（行方 泰） 議案第23号 弘前市奨学金貸与条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。提案理由は、学生を取り巻く環境の変化を鑑み、弘前市奨学金の貸与額の変更及び返還の一部免除制度の導入をしようとするものであります。

市奨学金の制度改正につきましては、7月7日の教育委員会協議会にて、大学生等の貸与月額引き上げ、及び大学等を卒業した者に対する返還の一部免除制度の導入を行う予定であるご説明いたしました。今回は、新制度の実施に向け、9月に行われる弘前市議会令和3年第3回定例会に条例改正について付議するため、条例案を市長へ提出しようとするものであります。

条例の改正内容をご説明いたします。第3条では「奨学金の額」について規定しております。今回の貸与額引き上げに伴い、第1項第2号の、大学、高等専門学校の専攻科、専修学校の専門課程又は高等専門学校第4学年若しくは第5学年に在学する者への貸与額について、月額2万5千円から月額4万円に改正いたします。

第14条では「返還の免除」について規定しております。現行では、返還の免除を申請できる場合として、奨学生や奨学生であった者が死亡し、又は心身障害の状態となり、かつ連帯保証人が無資力であると認められる場合を規定しておりますが、第2項として大学生等が規則に定める要件を満たした場合には、貸与総額のうち入学一時金相当額の返還を免除する旨の規定を新たに加えるものであります。

条例の改正内容は、以上の2点となります。なお、この条例案につきましては法規審査の担当課である法務文書課からの指導により、軽微な言い回し等を修正することもありますので、その際は、事務局内で対応して参りたいと考えております。

条例に記載するもののほか、返還免除の要件や免除の申請方法等、条例の施行に必要な事項につきましては、弘前市奨学金貸与条例施行規則に規定いたしますので、こちらの改正についても今後準備を進めていくこととしております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○3番（柿崎良樹委員） この教育委員会規則に定める要件について先ほどお話がありましたが、これはまたこの会議でお知らせいただくということになるのですか、それとももう既に決まっているのですか。

○教育総務課長補佐（行方 泰） まだ定まっておりません。これから進めてまいります。こちらのほうは議案として提出させていただきます。

○3番（柿崎良樹委員） これ議会に出すときに、私が議員ならこの要件ってどういう内

容ですかって質問すると思いますけど、そういう場がないのであればそういう質問は出ないと思いますけど。

○教育総務課長補佐（行方 泰） 返還免除の要件ということでただいま想定しておりますのは、3点設けることを予定しております。1点目は申請前の1年間、市に居住し生計を営んでいたこと、または市内の事業所等に通勤していたこと、または市内に本社を有する企業等に就労していたことのいずれかを満たすこと。2点目は返還の免除を決定する時点において市奨学金の返還に滞納がないこと。3点目は官公庁及び学校教育法に定める諸学校の正規職員でないこととなります。この条件は公務員や学校の教員は比較的収入が安定していることから、返還への負担感や不安感の軽減を目的とした本制度の対象からは除くために設けるものとなっております。以上です。

○3番（柿崎良樹委員） わかりました。ありがとうございました。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第23号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第23号は可決されました。

・議案第24号

○教育長（吉田 健） 議案第24号 ひろさき教育創生市民会議委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長（原 直美） 議案第24号 ひろさき教育創生市民会議委員の委嘱について、ご説明申し上げます。本議案は、ひろさき教育創生市民会議の委員を新たに委嘱しようとするものであります。

提案理由といたしましては、委員の任期満了に伴い、弘前市附属機関設置条例第3条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものであります。ひろさき教育創生市民会議の委員の定数及び任期につきましては条例に定めがあり、定数は40名以内、任期は2年としております。現在の委員の任期が令和3年9月2日までとなっておりますので、今回委嘱する委員の委嘱期間は令和3年9月3日から令和5年9月2日までとなります。

次に委嘱する委員ですが、「学識経験のある者」3名、「教育関係団体の推薦を受けた者」として6名、関係行政機関の職員として4名、その他教育委員会が必要と認める者として16名、公募委員1名の計30名となっております。それぞれ、選出団体は前回と同じ団体となっております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第24号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第24号は可決されました。

・ 議案第25号

○教育長（吉田 健） 議案第25号 令和3年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

・ 議案第26号

○教育長（吉田 健） 次に議案第26号の審議にあたり関係課長以外の退席をお願いいたします。また、日景委員につきましては、教科用図書の編さんに関わっておられることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、退室していただくことといたします。

（関係課長以外退席）

（日景委員退席）

○教育長（吉田 健） 議案第26号 令和4年度から使用する中学校用教科用図書の採択について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和3年第10回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後3時48分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 齋 藤 由紀子

署名者 村 谷 要